

対象者の皆様へ

御 嵩 町
福祉子ども課

低所得世帯支援給付金(令和6年度新たに非課税となる世帯等) 子ども加算支給対象となる方へのお知らせ

御嵩町では、物価高騰の影響を顕著に受ける低所得世帯の方々を対象に、「低所得世帯支援給付金事業」を実施します。

このお知らせを受け取られた世帯は上記事業の給付対象となりますので、下記のとおりご案内いたします。

○給付対象となる方

基準日：**令和6年6月3日**において、御嵩町の住民基本台帳に記録されている世帯のうち、令和5年度において住民税所得割が課税されており、且つ、令和6年度において

- (1) 新たに住民税非課税となる者のみで構成されている
- (2) 新たに住民税均等割のみ課税となる者のみで構成されている
- (3) 新たに住民税非課税となる者と住民税均等割のみ課税となる者で構成されている

以下(1)、(2)、(3)のいずれかに該当する世帯に属している子ども※
※平成18年4月2日以降に出生した者

○給付額 対象となる子ども1人につき 5万円

○給付方法 このお知らせに同封されている「低所得世帯支援給付金(令和6年度新たな住民税非課税世帯等)支給要件確認書」上で、振込先に指定されている口座へ振込

○申請方法 上記「支給要件確認書」の返送をもって、子ども加算分についても申請されたと思なします。

≪注意事項≫

- ・給付の実施は「振込済通知」の発送にてお知らせします。

【申請に関するお問合せ先】

御嵩町役場 福祉子ども課 社会福祉係
電話 0574-67-2111 (内線:2123、2124)
開庁日時：平日 8:30~17:15(年末年始を除く)

ご自身の課税状況等に関するお問合せについては
税務課 課税係(内線:2154)へお電話ください。